

インテリアレンタルプラン契約書

貸主の KAYU ホームステージング札幌事務所（以下甲と称す）と借主（以下乙と称す）は、甲所有のレンタル商品を乙へ貸し出すことについて次のとおり契約を締結する。

第1条【レンタル商品及び料金・損失金】

甲は乙に対し、指定のレンタル商品を別紙記載の料金を貸し出すものとする。

（商品設置日を含めた日数を、レンタル期間とする。）

第2条【レンタル商品の設置場所】

乙は、別紙記載の設置場所から商品を移動する場合は、甲の承諾なしで移動してはならない。

第3条【利用者】

レンタル商品の利用者は、乙と乙が許可した者に限る。

第4条【レンタル期間】

別紙記載の期限で甲は貸し出す。

(1)乙が期限内に返却する場合は、返却希望日の10日前までに申しでること。

(2)乙が期限を延長する場合は、契約満了日の10日前までに申しでること。

（返却希望日、契約満了日を含めた10日間とする。）

第5条【レンタル料金の支払い方法】

レンタル料金の支払いは全額を前払いとし、乙は振込にて支払いをする。

レンタル期間延長、中途解約に伴う料金規定に関しては、第14条、第16条に準ずる。

第6条【レンタル商品の納品】

(1)甲は、配送日に指定設置場所へレンタル商品を納品する。

(2)乙は、レンタル商品の納品の際に、本人又はその指定する者が立ち会わなくても構わない。その場合は、指定設置場所に甲が入室できるよう手配しなければならない。

(3)甲は、レンタル商品の納入後速やかに、乙又は乙の指定する者に対し納品報告を行う。

第7条【レンタル商品の使用管理責任】

(1)乙は、善良な管理者としての注意義務をもってレンタル商品の使用・管理を行わなければならない。また、乙は商品本来の用法、能力に従ってこれを使用しなければならない。

(2)レンタル商品の使用・管理について、乙に責任がある事由により、乙または第三者に損

害が生じた場合には、乙の責任においてこれを処理するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

第8条【乙の連絡義務】

乙は下記について必ず甲の下記連絡先に連絡をしなければならない。

- ・ レンタル期間の短縮、延長利用を希望する場合
- ・ 盗難、紛失があった場合
- ・ レンタル商品の破損、滅失その他効用の喪失がある場合
- ・ 氏名、商号、住所、連絡先電話番号に変更があった場合
- ・ 第三者が、差し押さえ、仮差し押さえ、または権利主張をする恐れがある場合

第9条【乙に責任がある事由によるレンタル商品の破損・滅失等】

乙は、乙、利用者、来宅者の故意・過失、その他乙に責任がある事由（盗難・火災を含む）により、レンタル商品を故障・破損したときは速やかに甲に修理代金を支払わなければならない。

また、レンタル商品が滅失或いはその効用を喪失した場合は、レンタル期間満了までのレンタル金額に加え、約定損失金（別紙記載の商品の買取価格）を甲に支払わなければならない。

第10条【レンタル商品の破損・滅失・盗難等】

(1)甲は、レンタル期間中にレンタル商品が、乙の責任でない事由により故障・破損・滅失した場合、乙から連絡後すみやかに代替品の納品を行う。

(2)乙は、レンタル商品が盗難・火災により使用不能となった場合には、甲に対し盗難届または被災証明を提示しなければならない。

第11条【第三者への転貸の禁止等】

乙は、甲の書面による承諾なく、レンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分をしたりすることはできない。

また、乙は、レンタル商品の改造、改装をすることができない。

第12条【消耗品費用負担】

レンタル期間中において、レンタル商品の維持・使用・管理にかかる消耗品（照明器具の電球など）の費用は、乙の負担とする。

第13条【契約の解除】

甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、催告せずに直ちに契約を解除することができる。

- (1) レンタル料金の支払いが行われない場合
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生等の申立をうけた場合
- (3) 本契約の各条項の一に違反した場合

第14条【レンタル期間の延長】

(1) 乙は、レンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了の10日前までに延長の申出をするものとし、これに対する甲の承諾により1カ月単位でレンタル期間が延長される。

(2) 延長料金は、契約終了時に、延長する期間に応じて甲が算出した料金を乙が振込にて負担するものとする。なお、決済手続きに伴う手数料に関しても、乙が負担するものとする。

第15条【納品日までの契約】

乙は、第4条の納品日の10日前から納品日当日（但し、納品前）まで、下記のキャンセル料を支払うことで本契約を解約できる。

1. 納品日の10日前から前日までの場合は、レンタル料金の50%
2. 納品日の当日の場合は、レンタル料金の100%

第16条【レンタル期間中の中途解約】

(1) 乙は、レンタル期間中に契約を中途解約する場合、レンタル期間満了10日前までに解約の申出をするものとし、これに対する甲の承諾によりレンタル期間が短縮される。中途解約する場合は、解約料は発生しない。

(2) 契約延長後の中途解約に関しても、乙は第1項と同等の条件によって契約を中途解約することができる。

(3) レンタル期間の短縮に伴う返金は行わないものとする。

第17条【レンタル商品の返却】

(1) 乙は、第4条で定めたレンタル期間の満了日までに、甲にレンタル商品を返却する。

(2) 乙は、契約の解除・途中解約により契約が終了した場合、甲に対し直ちにレンタル商品を返却しなければならない。

(3) レンタル商品の返却は、第4条で定めたレンタル期間の満了日までに、甲が第2条の設置場所に行き、乙が甲にレンタル商品を引き渡す方法により行う。

(4) 乙は、レンタル商品の返却の際に、本人又はその指定する者が立ち会わなくても構わない。その場合は、指定設置場所に甲が入室できるよう手配しなければならない。

(5)返却に係る引取費用は甲の負担とする。また、乙に責任がある事由により再度の引取を要することとなった場合、2回目以降の引取費用は乙の負担とする。

(6)乙は、契約終了後もレンタル商品を返却しない場合、甲に対し使用相当損害金として契約終了から返却までの期間、第1条のレンタル料金の1.2倍の金額を支払わなければならない。

(7)甲は、契約終了後、相当の期間を定めて催告をしてもその期間内に乙がレンタル商品を返却しない場合、前項の使用相当損害金に加え、レンタル商品の代価を請求できる。

第18条【本規約等の改定】

甲は本規約等の内容または本サービスの内容を、甲が必要と判断した場合には乙の事前または事後の承諾を得ることなく、いつでも変更できるものとする。当該変更は本サイトに掲載された時点からその効力を生じるものとする。

乙が本サービスを継続または当該変更後にご利用された場合は、利用者は当該改定に同意したものとみなす。

本規約等の改定により、乙に損害が生じたとしても甲は一切の責任を負わないものとする。

第19条【特約事項】

本契約の特約は下記のとおりする。

この契約の締結を証するために本証書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

※上記、レンタル契約書を熟読し、了承致しました。

貸主（甲）

住所 札幌市豊平区福住1条1丁目10-17

会社名 KAYU ホームステージング札幌事務所

代表 谷岡 祐佳

TEL 050-3558-8006

借主（乙）

年 月 日

住所

氏名 _____ (印)

TEL - -